

# 賀来考抄

賀来秀三

地名賀来は大分市大字賀来にある。賀来氏は、平安末期より中世にかけて、賀来荘を本貫とした大神姓氏族である。賀来考は、地名賀来、賀来荘及び賀来氏の発生に就いて、志料や史料に基づき、考究したものである。

豊後風土記には、「大分郡郷は九所」とあり、倭名抄には阿南郷以下の九郷を載せる。

豊後凶田帳には賀来荘を含む六荘三郷を挙げ、徳川時代に入ると、荘園は廃止され、豊後国志には賀来郷三十四村の名を示している。

由原八幡宮縁起に見える地名は、時代と共に、次第に変化している様子が見える。賀来荘、賀来村、賀来社、賀来宮の名称が現れるが、縁起が書かれた時代によって変化しており、地名発生の時代を決定する資料とはなり得なかった。

柞原八幡宮文書に現れた地名賀来を検討すると、久寿二年まで黒田里と言われた地名が長寛二年には賀来と成っている。以後の古文書には、賀来社・賀来御庄・賀来庄・賀来宮の名をみる。この十年間に、地名を賀来と変更するような事情があったと考えられる。

大友家文書録に、「賀来氏来歴覚え」がある。この中に、由原宮に勅使を下し、社領を成して「賀来社」と決まった、と言う文があり、注目される。

大神姓系図に見える賀来氏には、緒方惟栄の弟で賀来惟興の後とするもの、佐伯惟康の子賀来惟頼の後とするもの、の二系統がある様である。

豊後凶田帳には、大神姓佐伯氏系の地頭として、佐伯政直・惟資、堅田惟光、賀来惟永等の名が見える。一方、柞原八幡宮文書によって、佐伯惟康以後四世代の賀来地頭の系図を読み取ることが出来たが、賀来発生の年代は不明である。

佐伯氏系賀来氏は、賀来荘が確定した約二十年後の、治承三年以後に発生していて、緒方系賀来氏とは、ほぼ一世代の開きが、系図からも推定出来ている。従って、緒方系賀来氏は、佐伯系賀来氏の前に、賀来庄に居た可能性がある。

由原八幡宮社領の主体であった賀荘の地域は、始めは大宮司大神広房の領有する所であったが、久安四年頃、勅勘を蒙り、鳥羽院に近侍していた平時信が拝領した。同五年時信の卒後は、二女で平重盛の妻が譲り受けたものと考えられる。小松殿重盛は豊後に領地を持ち、緒方惟栄は家人であった。

史料にもとずき平安末期の豊州情勢を検討するに、為朝の鎮西攪乱に続き、清盛の圧政は、緒方惟栄に大きな影響を与えた。清盛の帰京により譲り受けた豊前鬼ヶ城を拠点として、豊前に勢力を張る。治承三年七月重盛が卒し、同四年十月頼朝が挙兵するや、惟栄も直ちに平家に反旗を翻した。しかし、これらの史料からは、賀来庄の発生に関する様な手懸りは得られなかった。

豊後国司に就いて見るに、平治二年の冬、藤原頼輔が豊後守となって以来、その子頼經孫宗長と三代の間、国主・国司を続けて豊後を統治しており、惟栄の行動とも密接な関連があり、時期的に見て賀来庄の発生とも関係が有りそうに見える。

豊前緒方氏一族には、香春城の緒方氏を始め、源平戦の繋ぎの城に属する大畑城・宇留津城等の賀来氏等があり、中世の戦記物、太宰管内志、豊前志等によく出て来る。

しかし、豊前賀来氏は天正末期の戦乱で滅び、信頼の出来る出自伝承を失っている。

平安末期～鎌倉期に掛けて、「賀来社」を使用した古文書を調べてみた。賀来荘の発生時期は、黒田里と言われていた久寿二年より、長寛二年までの十年間に有ったと想定される。この頃の国司は藤原頼輔であり、従来の国司とは異なり特異な存在であった。

永暦元年（1160）に頼輔が豊後守と成った時、子の頼経を目代として駐在せしめ、留守所の在った大分郡に鎮座する由原八幡宮に対して、仕事始めの祈願を行った。このときの事情は承安二年五月付けの八幡由原宮宮師僧定清井御前検校僧尊印等解（柞原八幡宮文書26）に見える。この解文は、建春門院の御願寺である最勝光院の建設費用として、阿南郷東部の黒田里周辺に在った大般若修理料田・仁王構田・最勝講田等に対して、重複賦課することは苛責に堪難きこと故、停止される様にと国衙に請願し、許可されたものである。

この重複賦課の説明に、「仁王構田は刑部卿頼輔殿の御任始めに、万雑公事を停止奉免せしめたもので、これにより、御寿福を祈願し、子孫御繁盛の賀を成した云々、かつ屢々後白河法皇の宝算を祈願した云々」とあり注目される文がある。

以上のような検討により、賀来荘はいつ頃どの様にして造られ、また命名されたかは、ほぼ解明出来たものと考えている。即ち、永暦元年（1160）に、藤原頼輔が豊後守となった時の御任始めに、由原八幡宮に祈願した時、由原社を「よろこびきたるやしろ」と贅えて「賀来社」と書いてより、由原社を国衙や都では平安仮名読にして「かくしや」と称するようになった。そして由原宮領地の主要部分を占める黒田里周辺の地域を、荘園化して「賀来御荘」と称したもので、領家平重盛より、当時豊後で有力な豪族であり、家人であった緒方惟栄を通じて、賀来荘下司職の補任を打診したものと推定される。

ところで治承三年（1179）に、緒方惟栄の従兄弟である佐伯三郎惟康が、領家（一条家）より下司職を拝領する以前に、惟栄の弟賀来惟興が、豊前中島城主と成って、豊前に転出していることを見れば、最初の賀来庄下司職は惟興であったと推定される。柞原八幡宮文書の中に、惟興に関する記録が見えないのは、この頃はまだ、鎮西での平家の勢力は強く、由原宮と下司職との間には、記録に残るような問題は生じなかったであろう。

惟興は初めて賀来氏を称したが、治承三年に平重盛が没するや、惟栄の指揮に従って、豊前中島城主となって転出した。惟興は豊前賀来氏の祖で、元暦の頃には大畑城に移り、緒方氏が上毛郡に地名緒方を残したのと同様に、賀来氏も大畑に地名賀来を残した。

天正時代まで続いた大畑（賀来）城・宇留津城等の豊前賀来氏は、秀吉の九州出兵に関連して、吉川や黒田勢に滅され、豊前・筑前の各地に散って行った。

緒方系賀来氏の跡を受けて、治承三年に賀来荘下司職と成った佐伯三郎惟康は、惟栄の従兄弟である。惟康は子息四郎惟頼を派遣し、賀来四郎惟頼と称せしめた。これが豊後賀来氏の祖である。文治三年惟頼は地頭職に補任され、その子惟綱は貞応三年に新補地頭となる。以後惟綱。惟永、惟政と賀来荘地頭を代々継承したことが史料に見える。

その後は明確な系譜を欠くが、大友氏に仕えてかなりの要職にも着いていたが、享禄三年に氏姓の変が起こり、賀来氏は一時滅亡の寸前まで追いやられた。更に、朝鮮出兵時の失敗で、文禄三年に大友義統が国除となると、配下の諸氏も所領を奪われた。賀来氏も賀来庄の地頭職等を失い、以後は細川藩等の藩士として仕える者、帰農して庄屋となる者等各地に分散して行った。

# 中世賀来氏系譜

**維盛** 大弥太大神惟基の末子大弥次、始め三重九郎大夫後白杵冠者と称す。

白杵冠者	大神姓藤林系図	寛政重修諸家譜所収
緒方九郎大夫	大神姓植田氏系図	太田吉蔵蔵本
三重九郎大夫	大神姓佐伯氏系図	豊後諸氏系図
三重九郎大夫	大神姓大津留系図	豊後諸氏系図
白杵八郎大夫	大神姓阿南氏系図	豊後諸氏系図
三重九郎大夫	大神氏系図	豊後史蹟考
白杵惟盛	豊後国大神氏系図	都甲寛氏蔵本

惟盛については父惟基と同様に、後世付会されたと思われる伝説があるが、そのほとんどは信頼性のないものである。だが良臣以後に勢力の基盤となった大野郡を中心に、阿南・植田・大野・緒方・三重と勢力を拡大して行った様子が、子孫の名字から推定できる。惟盛は白河上皇の頃の人で、大神姓白杵氏や緒方氏の祖である。始め三重地方にいて三重を名字としていたが、諸国に乱立した荘園の寛治七年（1093）の整理に関係して、豊後水道の要衝白杵荘の庄司となったものと考えられるが、この頃の領家は不明である。その後治承四年（1180）五月に豊後白杵戸次は九条家領より最勝金剛院領となる。建長二年（1250）十一月には九条禅尼家領となり、その後九条忠家の子息に譲る。弘安図田帳（1285）には領家一条実經とある。

**惟衡** 白杵冠者惟盛の子、白杵二郎大六と称す。他系図に惟俱につくる。

惟衡は鳥羽上皇の時代の人である。惟盛の跡を継いで白杵荘の庄司であった。

長男惟用は白杵家を継ぎ、次男惟家を戸次荘に置いて戸次家を創る。

**惟用** 白杵二郎惟衡の長男、白杵二郎大七と称す。また惟茂に作る。

惟用は鳥羽法皇の時代の人、惟衡の跡を継いで白杵荘の庄司であった。保元元年（1156）鳥羽法皇が崩御されるや、保元の乱・平治の乱が起こり、白杵荘の領家にも変更があったと思われる。次男惟隆は白杵家を継ぎ白杵太郎と称し、三男惟栄は緒方荘の庄司となり緒方三郎と称す。四男惟時を佐賀郷に住ませ佐賀四郎と称す。五男惟興は永暦元年（1150）一月藤原頼輔が豊後国司となって賀来荘を作るや、賀来荘下司職となって賀来五郎と称した。以上の四子は後の源平の乱に源氏方として活躍した緒方一族である。この中で惟栄は武略に優れ、源平戦の雄として平家物語等に名高いが、その伝記は渡辺澄夫著の「緒方三郎惟栄」に詳しい。また源平戦に先立つ惟栄の豊前進出と、惟栄の子惟時を祖とする豊前緒方氏及び惟興を祖とする豊前賀来氏の発生については、「賀来考」を参照されたい。

しい。また源平戦に先立つ惟栄の豊前進出と、惟栄の子惟時を祖とする豊前緒方氏及び惟興を祖とする豊前賀来氏の発生に就いては、「賀来考」を参照されたい。

**惟家** 惟衡の次男 戸次太郎と称す。

戸次荘は始め皇嘉門院領であったため、白杵荘の庄司惟衡の次男惟家が下司職となり、その後治承四年（1180）五月に九条家領となったが、下司職はそのまゝ引き継いだと思わ

れる。保元・平治の乱後は中央の支配力は落ちたので、次第に海部郡佐伯方面の開拓へと拡大して行った模様である。長男は夭折、次男惟隆（惟澄）に戸次荘の下司職を譲り、三男惟康をして佐伯地域の開拓に当らしめた。

平家物語巻六に、「治承五年二月十二日 鎮西より飛脚到来、宇佐の大宮司公道が申しけるは、鎮西の者ども、緒方の三郎惟義を始めとして、臼杵・部槻・松浦党に至るまで、一向平家に背いて源氏に同心の由申したりければ云々」とある。この臼杵は臼杵惟用、部槻は戸次であるので戸次惟家であり、共に豊後の在地豪族の頭領であった。

**惟澄** 戸次太郎惟家の次男、戸次二郎と称す。始め惟隆後惟澄に改む。

戸次太郎惟家の長男は夭折、次男が戸次家を継ぐ。惟隆には子なく、後家尼は大友氏の領地を没収されることを恐れ、大友二代親秀の次男重秀を養子とした。重秀は大友戸次氏の祖である。以来大神姓戸次氏は滅ぶ。大友氏は事ある毎に領地の拡大を計り、豊後大神氏の領地は蚕食され、名字だけでは大神氏と大友氏との区別は困難となっている。

**惟康** 戸次太郎惟家の三男で佐伯三郎と称す。

惟康は平安末期より鎌倉初期の時代の人で、佐伯地方を開拓した大神姓佐伯氏の祖である。佐伯荘は海部郡穂門郷より分離して生じたものであるが、後には郷を吸収する。惟康の時代の領家は不明である。豊後の国には宇佐八幡宮や八幡系の社寺領、平家方の領主が多く、豊後の豪族大神氏や大蔵氏等がこれらの庄司や下司となっていた。久安六年（1150）に六条判官源為義の八男八郎為朝が鎮西に下向し、豊後臼杵に居て鎮西八郎と称し、久寿二年（1155）には大野郡梨子原に居たという。宇佐宮領の緒方庄司である緒方三郎惟榮は惟康の従兄弟であり、保元元年（1156）の保元の乱が始まると、豊後の豪族等は傲慢な平家方から離れて、次第に源氏方に傾いた。保元の乱の後の平治二年（1160）に、太宰大貳平清盛の帰京に際して、緒方惟榮は豊前の要衝鬼が城を譲り受け、豊前進出の拠点となし、子息惟時を鬼が城城主とした。

この年、刑部大輔藤原頼輔は豊後守となり、その子頼経を目代として豊後に下す。頼輔は由原八幡宮に寿福祈願をなして賀来社（喜び来たる社）と称え、由原宮の主要な社領であった黒田里地域を荘園化して賀来荘となした。これが地名賀来発生の由来である。由原宮のある阿南郷東部の地域の領家は始め由原宮大宮司大神広房であったが、鳥羽法皇の勅感に触れて没官し、平時信が拝領した。時信の死後は次女の平重盛の妻が伝承したものと思われる。この由原八幡宮領の地頭は久安五年（1149）頃よりは、紀氏であった。惟榮は重盛の家人であり豊後の在地有力者であったため、緒方の一族から賀来荘の庄司を求め、これまでの地頭紀氏を罷免して惟榮の舎弟惟興を賀来荘下司職に任じたものと考えられる。

緒方五郎惟興は賀来荘二百町の庄司となって初めて賀来氏を称した。治承三年（1179）平重盛が没するや、豊前地方を固めるため、惟榮は舎弟賀来惟興を豊前下毛郡の仲島城主として転出せしめた。

（惟興は緒方系豊前賀来氏の祖先で、後世下毛郡大畑を本貫として賀来の地名を残した）替わって賀来荘には惟榮の従兄弟である佐伯三郎惟康を下司職に補任した。しかし次年の治承四年には下司職を上表して辞任している”由原八幡宮文書 47” これは同年十月の源頼朝の挙兵に応じて、豊後水道の要衝佐伯地方を固める為であろう。治承五年惟榮は兵

を挙げて平家に反す。国司藤原頼輔は後白河上皇方であり、惟栄と共に平家を九州から追い出した。

豊後の大神氏は皆惟栄に従った。元暦元年（1184）二月平家は一谷に城を構え立て籠もる。これを攻める源氏方の鎮西の将の中に、佐伯三郎惟康・坂三郎維良・尾形三郎維義の名が見える（源平盛衰記卷三十六 一谷城構事）。

また元暦二年一月三河守範頼の命を含み、惟隆・惟栄等は八十二艘の兵船を献ず。これにより参州は豊後に渡る云々（吾妻鏡）とあり、惟康の持つ佐伯地方の制海権は、臼杵地方の惟隆のそれと共に、相当のものであったと考えられる。これらの軍事行動には、当然惟康の子の惟朝・惟定・惟頼は従軍したであろう。平家滅亡の年文治元年（1185）の十二月、頼朝は全国に守護地頭を置き、特に豊後国は頼朝の知行国主となり、同二年二月に毛呂季光を国守に任命した。同年十一月、緒方惟栄を頭領とする臼杵一族は、九郎判官義経に同心し、かつ宇佐宮損壊に係わった廉で、頼朝の機嫌を損い、配流され領地を没収されたが、戸次・佐伯の同族は安泰であった。

賀来荘の領家は、この頃一条左大将家になったと思われるが、文治三年（1187）に領家の所命に背かぬの由、起請文を書き進め。下司職を還補された（柞原八幡宮文書 47）。そこで惟康は四郎惟頼を派遣し、賀来荘三百町の下司職を譲った。尚佐伯荘の佐伯村は惟朝に、堅田村は惟定に譲って惟康は老す。

**惟朝** 佐伯惟康の長男、佐伯左衛門尉と称し、大神姓佐伯氏を嗣ぐ。

元暦文治の頃、父惟康に従って源平戦に活躍したこと、及び戦後は領家毛利判官殿の佐伯荘の地頭御家人で在ったと推定される。子に佐伯左衛門尉惟久あり。孫に佐伯弥四郎政直法名道清・同佐伯八郎惟資法名道法あり、これら孫は弘安八年（1285）頃の人である（豊後図田帳）。

**惟定** 佐伯惟康の次男または三男で、堅田左衛門尉惟定と称す。

兄惟朝と共に、父惟康に従って源平戦に活躍したこと、及び戦後は領家毛利判官殿の佐伯荘内堅田村の地頭であったと推定される。父惟康より堅田村を分与され、名字を堅田として大神姓堅田の祖先となる。子に堅田忠左衛門尉惟安あり。孫に堅田忠左衛門尉惟景・惟氏・堅田三郎左衛門惟光あり、孫等はともに弘安八年（1285）頃の人である。

**惟頼** 佐伯三郎惟康の四男で、賀来四郎惟頼と称す。

平治二年に刑部大輔藤原頼輔は豊後守となり、その子頼経を目代として豊後に下す。頼輔は阿南郷の東部の由原八幡宮の社領を荘園化して賀来荘となした。初めは緒方惟栄の末弟惟興が下司職となって赴任し賀来氏を称したが、惟栄に伴ない豊前進出の為辞任した。換わって賀来荘には惟栄の従兄弟である佐伯三郎惟康を下司職に補任した。しかし次年の治承四年（1180）には下司職を上表して辞任している（柞原八幡宮文書 47）。これは同年十月の源頼朝の挙兵に応じて、豊後水道の要衝佐伯地方を固める為であろう。治承五年惟栄は兵を挙げて平家追討に参加した。惟頼は源氏方の父惟康に従って従軍したものとされる。源平戦に勝利した頼朝は、文治元年（1185）十一月全国に守護・地頭を置いた。豊後に多く存在した平家方の領地は没収され、豊後は頼朝が知行国主となった（吾妻鑑）。賀来荘の領家はこの頃一条左大将家になったと思われるが、文治三年（1187）に領家の所

命に背かぬの由、起請文を書き進め。父惟康は賀来荘の下司職を還補された（柞原八幡宮文書 47）。そこで惟康は四郎惟頼を派遣し、賀来荘二百町の下司職を相伝した。かくして惟頼は賀来を名字となし賀来四郎惟頼と称した。以来賀来荘二百町の地頭御家人賀来氏は代々継承され、惟頼は豊後賀来氏の始祖と成った。

文治四年（1188）十一月の豊後国留守所帳案によると、由原宮造職米には賀来荘年貢米及び平丸所当米を充当することが定められた。由原宮は宇佐宮と同様に三十三年毎に社殿造替が行われ、これらの出費に対して上記の料米を充当し、国行事官と社側とで協力して実施されるよう、国司留守所より通知が在った（柞原八幡宮文書 29）。一方鎌倉方の地頭には反別五升の年貢米の収入があり、また強力な警察権を行使できたので、自己の勢力を拡張するために、事あるごとにいろいをなして社寺領の土地や料米の侵略が行なわれたという（地頭及び地頭領主制の研究）。

建久二年（1191）三月大友能直の豊後入国があり、同七年三月大野九郎泰基は神角山に、阿南二郎惟家は高崎城に、また阿南家親は鶴賀城に拠り、能直の入国を阻止せんとした。

高崎山は賀来荘に接した要害の地であり、惟頼も後ろより阿南氏を応援した事であろう。建保四年（1216）に至り、惟頼は領家の所命に背くことがあり、下司職を改易せられ、文章生清隆を補任して、由原宮の東大門を造進した。しかし承久の乱後の貞応三年（1224）には清隆を改易して、惟頼の子小次郎惟綱を地頭職として復帰せしめた（柞原八幡宮文書 47）。

**惟綱** 賀来四郎惟頼の子、賀来小次郎左近允惟綱法名順阿幼名鬼丸と称す。

惟綱は北条時房～時頼の時代の人で、賀来荘の地頭御家人となって大友親秀～頼泰に仕えた。由原宮大宮司経妙の申状は、賀来荘地頭の出自を明らかにした重要な史料であるが、この中に「云々、而願蓮之亡父小次郎惟綱法師法名頼阿之時、貞応三年始而雖‘賜地頭職御下文、追祖父親父之跡、可’致沙汰之由、被’成下御下知畢、且此等子細関東代々御下知明白也、云々」（柞原八幡宮文書 47）とあり、領家よりの下司職にかかわって関東から地頭職を賜ったのは惟綱が最初である。

嘉禄二年（1226）八月十八日 関東下知状案 柞原八幡宮文書 31、賀来荘史料 17

これは賀来庄地頭鬼丸（惟綱）の濫行を止め、子細を言上せしめたものである。この文書は北条時房及び泰時の下知状で、由原宮宮師等の訴えによる。神人の給田を押取し、また講田を押取して、これらを地頭の所従に宛行うことを停止せしめた。柞原八幡宮文書 46 にはこれら講田の記載がある。（以下文書省略 加来利一）

惟綱の地頭職は承久の乱の時の勲功賞として惟時が拝領せしめたものである。このことは、惟綱と庄原宮頼妙法師妙念とが相論し、惟綱が関東に提訴した事件の史料に見え、破損部分の項目は、次の六波羅施行状案に見える。

宝治二年（1248）五月 関東下知状案 柞原八幡宮文書 41、鎌倉遺文 6969

宝治二年七月二十七日 六波羅施行状案 柞原八幡宮文書 41、鎌倉遺文 6991

次の文書は賀来荘の地頭惟綱が新補率法をもとに加徴・給田を募ることを強請し、由原大宮司頼妙と相論を起こしたとき。領主で時の摂政である一条実経の下した仰書である。神官供僧名主百姓等をして鎌倉方の地頭の非法に従わぬよう指示したもの。この様な地頭の挙動は「地頭のいろい」と言い、安田氏の「地頭及び地頭領主制の研究」に詳しい。

弘長二年（1262）二月 一条摂政家下文 柞原八幡宮文書 44、鎌倉遺文 8774

佛名経講讚は由原宮年中行事の内十二月の行事である。この文中に地頭賀来氏の系譜に重要な記載がある。地頭惟綱の土地横領によって、年中行事であった佛名経講讚の行事が不可能になったという。賀来地頭惟綱と亡父順阿の名前が出ていて極めて貴重な文書である。

正慶元年（1332）正月 佛名経講讚 柞原八幡宮文書 66、67 鎌倉遺文 31661

以上の史料によれば、惟綱はかなり老令まで地頭職を保持し、1277 から 1285 の間に死亡したことが判る。領主側の非行に対しては、関東側からは罰せられず、また地頭側の行為も、よほどの事がないかぎり、関東から罰せられることは無かった。

惟綱は二代大友親秀と三代頼泰に仕えた。文永五年（1268）五月蒙古来る。同十一年（1274）十月蒙古来攻。

大友頼泰は幕府の命を受け、戸次重秀、志賀泰朝、大蔵永基、挟間直重等を率いて、博多に至る。少式経資等と九州の諸将を統帥し、大いに蒙古軍を箱崎に防ぐ。建治元年（1276）七月幕府は十一年の役に対し、書を頼泰に遣わし、諸将士の怠慢せし者を責めしむ。同二年三月幕府は九州将士に命じて、石壘を博多の沿岸に築かしむ。弘安四年（1281）五月元来寇を京師に奏す。大友親時の長子貞親は将を率いて筑前に至る。同七月元軍大風に沈む。この役に功ある者に、深堀、志賀、田原、大蔵、木付、朝来。都甲、右田。小田原、真玉、竹田津等あり（以上大友二十二代史より）。惟綱の子等は従軍して功績を挙げたと思われる。

□ □ 父惟頼の次男か、賀来又二郎入道念阿

父母兄弟等の史料なきも、恐らく惟綱の弟に当たると推定される。勲功賞として、肥後国詫間郡永吉西村の地頭職を拝領したが、地頭御家人平川良貞の領地と混領せる旨の訴訟があった。これに対して以下の様に関東からの下知があったのが唯一の史料。

弘安六年（1283）七月三日 関東下知状案 肥後平川文書、鎌倉遺文 14898

この史料によると、念阿が肥後国球磨郡西村の地頭職を拝領したのは嘉禄の頃で、惟綱の地頭職拝領とほぼ同じ頃である。惟綱は小次郎法名順阿とあり、念阿は又二郎法名念阿とあってよく似ており、おそらく念阿は惟綱の弟であろう。惟綱と同様にかかなり長命であったが、其後の子孫の伝承は見あたらず。

**惟永** 惟綱の長男、賀来五郎惟永法名願蓮、

五郎惟永は惟綱の長男で、弟六郎惟家と共に三代大友頼泰四代親時に仕え。弘安の役に出陣、数々の功績があり、父惟緝の死後は父の賀来荘地頭職御家人を受領するほか、平丸名を拝領した。由原宮大宮司平経妙との間に種々の問題を生じ、これらの史料は柞原八幡宮文書として存在し、中世賀来氏の系譜編纂に大いに役立った。

弘安八年（1285）九月に作成された豊後弘安図田帳や太田文には、次のように記載してある。

「賀来荘二百三十町

本荘二百町 領家一条前左大将家室家 地頭御家人賀来五郎惟永法師法名願蓮

平丸名三十町 領家山法師備後僧都幸秀 地頭同前」

平丸名は阿南荘と賀来荘との中間付近と見られる名で、前は平丸氏が地頭であった。

次の文書は由原宮大宮司平經妙の申状で、賀来荘地頭との論争を述べたものである。賀来氏の出自を明らかにする他、四代間の系譜を知り得た貴重な文書である。

正応二年(1289)三月 大宮司平經妙の申状案 柞原八幡宮文書 47、鎌倉遺文 16946

地頭願蓮のいろいろ行動は父惟綱以上であった。柞原八幡宮文書 58 には宮師職の領地が記されていて、かなりの領地が地頭等に横領されたことを示す。かくして社寺や公家方の領地は次第に守護地頭等の武士によって侵略されて行った。これにより由原宮の行事は次第に衰退して行った。

次は正慶元年の由原宮年中行事次第の中から、願蓮に関係ある部分を示す。(略)

正慶元年正月「(正月一日) 御供備進 (五月五日)」

由原宮年中行事次第写 柞原八幡宮文書 66, 67 鎌倉遺文 31661

次に掲げる「仏名経講讚」は上記の中の十二月廿日の行事である。この中に地頭賀来氏の系譜に重要な記載がある。地頭の土地横領によって、年中行事であった佛名経講讚の行事が不可能になったという。地頭賀来父子の名前が出ている貴重な文書である。

この文書から、惟綱の子惟永には舎弟六郎惟家があり、子息に二郎惟経の名を見出す。惟永惟家兄弟は三代大友頼泰四代親時に仕えた人で、弘安の役には出動したであろう。

## 惟家 惟綱の次男、賀来六郎惟家

惟家については、正慶元年(1332)正月の史料由原宮年中行事次第の中の「佛名経講讚」に在るのが唯一の史料である。長男を五郎、次男を六郎と名付けるのはこの時代の流行であつたらしい。

薬師女 惟綱の娘

薬師女は賀来地頭惟綱法名順阿の女子である。次の史料は女子の存在を示す唯一の史料である。女子の死後、造賀来社料物三十二貫余を支配し、地頭に究済を命じたものである。

康永元年(1342)六月二日 駿河権守・沙弥某連署料足支配状 柞原八幡宮文書 83

## 惟政 惟永の長男、賀来太郎越中守惟政

惟経は四代大友親時より七代大友氏泰に仕えた人である。弘安の役後、軍功者に土地を与えたが、これに不満な分子は次第に大友氏から別れて行った。五代目大友貞親の時、由原宮年中神事の大部分の費用は、賀来荘地頭と万寿寺座主とで分担した。この時代より大友氏に仕えた将士は国名をつけて口口守の名を拝領した。兄惟政は越中守、弟惟経は長門守と称した。次の史料は大友五代貞親の時のもので、由原権大宮司と地頭惟政との相論を裁定し、地頭の横領物を糾返さすべく北条実政が戸次貞通と大友氏泰に送った教書である。

正安二年(1300)四月六日 鎮西御教書 柞原八幡宮文書 50 鎌倉遺文 20416

惟政は賀来荘地頭職を継承し、大友氏泰に仕えて越中守を賜る。次の史料は由原宮年中行事を詳細にまとめたものである。賀来長門守は惟政の弟惟経である。兄弟の名は二十数ヶ所に出てくる。賀来荘地頭惟政。平丸名地頭惟経は万寿寺座主等と共に、由原宮の神事に重要な役割を果たした事がわかる。

嘉元三年(1305)二月 由原宮年中神事次第案 柞原八幡宮文書 53 鎌倉遺文 22119

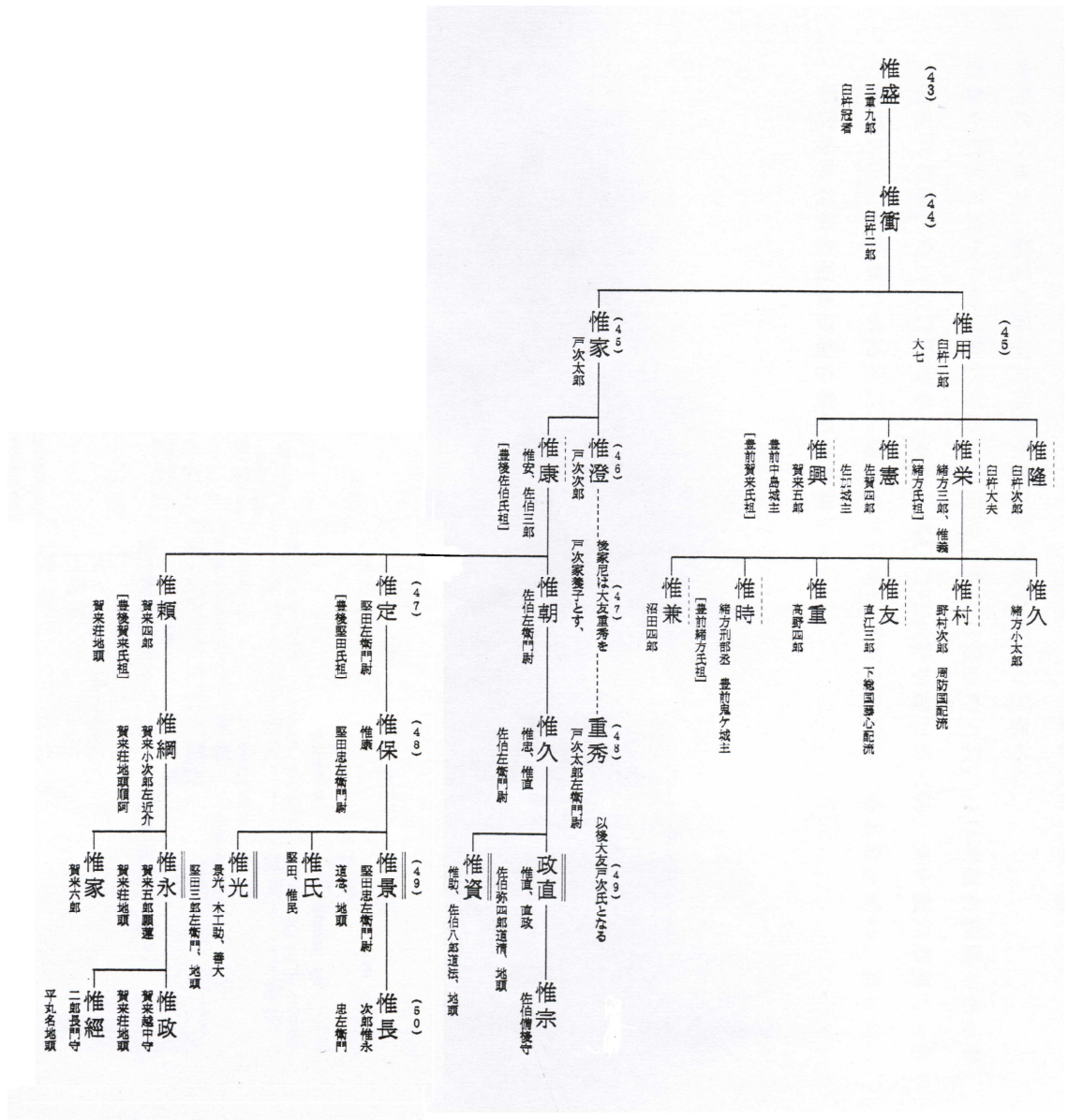
## 惟経 惟永の次男、賀来二郎長門守惟経

惟経は大友四代親時より七代氏泰に仕えた。長門守は六代貞宗の時の拝領であろう。柞原



八幡宮文書 67 の由原宮年中行事次第にある「佛名経講鑽」が最初の史料である。 兄惟政の所で示した「由原宮年中神事次第案」の中に平丸地頭長門守の名が七回出てくる。平丸名地頭は功勞償として惟經が拝領したものと考えられる。

以上の如く、柿原八幡宮文書等の史料のお陰で、享禄の氏姓の乱以来不明であった豊後賀来氏について、佐伯惟康以後四代を明確にすることが出来た。次にこの系図を示す



名前に棒線のある人は、弘安八年の豊後凶田俵に出てくる地頭である。従って同一世代に位置することは明らかである。また、点線を施した人は、源平戦に活躍し、戦記物や史料に出てくる人物である。ほぼ同一時代に揃うことは、この系図の信頼性を高めるものであり、従来の諸氏系図等を校正するのに役立つであろう。

(平成九年七月 稿了)